

## 第三回 予報業務許可事業者講習会 民間予報業務監理官挨拶（概要）

平成22年11月5日

（はじめに）

民間事業振興課 民間予報業務監理官の上窪哲郎 と申します。第三回 予報業務許可事業者講習会の開催にあたりまして気象庁を代表して一言、御挨拶申し上げます。

本日お集まりいただいた気象予報士の皆様におかれては、予報業務許可事業者の中核となる予報技術者として日々御尽力いただいていることに敬意を表するとともに心より感謝申し上げます。

（予報業務許可制度と社会的責任）

1. さて、「予報業務許可制度」は、いまさら申し上げるまでもありませんが、気象業務法第一条に規定された「気象業務の健全な発展を図り、公共の福祉の増進に寄与する」という目的を果たすため、昭和27年の気象業務法制定当時から設けられているものです。
2. 一般の方々には、予報業務許可事業者が発表する気象情報の精度や品質について、気象庁との違い、他社との違いなど、判別・区別できない場合も多いので、常に、予報業務許可事業者自身が、その社会的責任を自覚し、技術の進展や限界を十分に理解した上で、質の高い気象情報の提供を行ってゆくことが大変重要になってくると思います。

（講習項目について）

1. 本日は、「数値予報の概要と最近の改善について」と題して、気象庁が運用する数値予報の概要と、予報の特性や利用上の留意点

について解説するとともに、最近行われた改良について紹介します。

2. 数値予報は、御承知の通り、物理法則に基づいて、大気の現在の状態を正確に把握するための解析を行うとともに、風や気温などの時間変化をスーパーコンピュータで計算して将来の大気の状態を予測する方法です。気象庁は、昭和34年にわが国の官公庁として初めて科学計算用の大型コンピュータを導入し、数値予報業務を開始しました。その後、予測モデルの進歩とコンピュータの技術革新によって、今日では、予報業務の根幹となっています。

3. ただし、この数値予報も現実の大気を完全に予測することはできません。予測モデルの不完全さや初期値の僅かな誤差などにより、予測誤差が時間とともに増大していきます。実際に予報作業に利用する際には、時間的・空間的な予測のずれや、量的な誤差を常に考慮する必要があります。予報担当者の技量は、数値予報プロダクトの特性を理解するとともに、数値予報が予測した結果と実際の気象現象との違いをいち早く捉え、いかに発表する情報に反映できるかで決まるといっても過言ではありませんので、日々のスキル研鑽・向上を図って頂きたいと思います。

(おわりに)

1. 気象庁と予報業務許可事業者の皆様とが役割を分担しつつも、一体となって、国民の安全・安心に資するとともに、この業界を盛りたてていく必要があると考えております。

2. 気象の解析・予報等に関する技術は急速に進歩していますので、本日の講習会で得た情報を、是非、今後の業務に役立ててください。

以上、私からの挨拶といたします。

(以上)